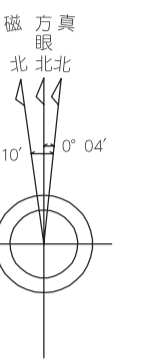
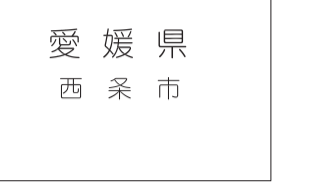




6	7	
10	11	12
18	19	20

行政区画



上図は常に方位北、真北、磁北
 方位の相違を要し、測定の誤
 差には必ずしも一致しない。

凡 例	
	準工業地域 (200/80)
	大規模集客施設制限地区
	幹線道路沿線地区 (道路幅から5.0m)
	田園居住地区 (200/80)
ただし、次の区域を除く。 (1) 農用地区域 (2) 緑地帯 (3) 農地法第5条2項第1号ロに該当する農地 又は種畜放牧地の区域	
	形態規制 (容積率 80%)
	都市計画道路
	下水処理場・ポンプ場・クリーンセンター

座標系は平成14年度国土交通省告示第9号の
 規定による第四座標系
 投影は横メルカトル投影法
 図面に表示してある座標値はキロメートル単位
 方面は0.5キロメートル間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は2メートル
 平面直角座標値は、世界測地系による。

株式会社パスコ調製

